

★ 四日市市役所からのお知らせ ★

☆ 事業所税の用途について

「事業所税」は、人口30万人以上の都市などで、一定規模以上の事業を営む法人や個人事業者にかかる税金です。都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てられます。

平成29年度の事業所税の主な用途は次のとおりです。

●下水道施設に	12億円
●道路、橋梁その他の交通施設に	11億2千万円
●学校、図書館その他の教育文化施設に	9億8千万円
●防災に関する事業に	2千万円
●保育所その他の社会福祉施設に	2千万円

事業所税の用途を明示する取り組みとして、平成24年度より整備箇所に表示看板を設置しています。これまでに看板を表示設置した箇所は次のとおりです。

河原田小学校／西笹川中学校武道場／笹川中学校武道場／霞ヶ浦第1野球場／ 水沢小学校／塩浜中学校／保々中学校／富洲原小学校 など
--

[お問い合わせ先] 財政経営課 (TEL354-8130)
市民税課 諸税係 (TEL354-8133)

☆ eLTAX(エルタックス)の電子申告が利用できます

○初めてエルタックスを利用する方は利用届出(新規)をご提出ください。
利用届出(新規)の手続きはエルタックスホームページからできます。

○利用できる税目サービス

- | | |
|--------|--|
| ◎個人市民税 | ・給与支払報告書(総括表・個人別明細書)
・特別徴収への切替依頼書
・給与所得者異動届出書等 |
| ◎法人市民税 | ・中間申告書
・確定申告書
・修正申告書等 |
| ◎事業所税 | ・事業所税の申告書等 |
| ◎固定資産税 | ・償却資産申告書 |

詳しくは、エルタックスのホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください

[お問い合わせ先]

個人住民税については、	市民税課	市民税係	(TEL354-8132)
法人市民税、事業所税については、	市民税課	諸税係	(TEL354-8133)
固定資産税については、	資産税課	管理償却資産係	(TEL354-8139)